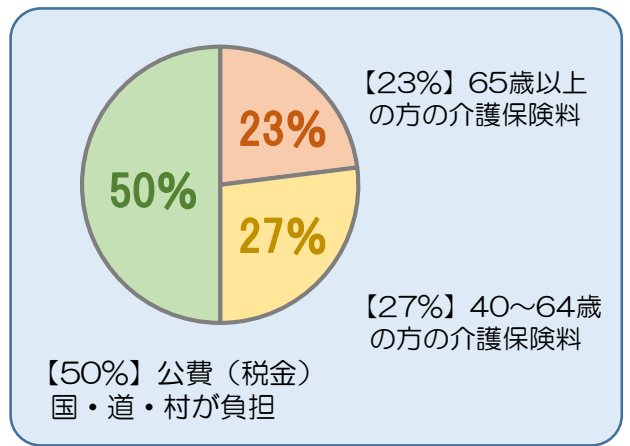


わたしのまちの介護保険料

保険料の決まり方・納め方

介護保険の財源は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（税金）で運営しています。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。65歳以上の方の保険料は、村において介護サービスがまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。猿払村における基準額は「72,000円（年額）」です。保険料は、基準額をもとに、本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。




◎基準額の決まり方（年額）

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{\text{猿払村に必要な介護サービスの総費用}} & \times & \boxed{\text{65歳以上の方の負担分23\%}} \\
 & & \div \\
 & & \boxed{\text{猿払村に住む65歳以上の方の人数}} \\
 \hline
 & = & \boxed{\text{猿払村の保険料の基準額}} \\
 & = & \boxed{\text{72,000円(6,000円/月)}}
 \end{array}$$

※この基準額をもとに、所得によって9段階に分かれます。

◎猿払村の介護保険料（65歳以上の方）

どの保険料段階で保険料を納めるかは、世帯ごとではなく個人ごとに決まります。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料（年額）
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が村民税非課税の方 ●世帯全員が村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	基準額×0.375	27,000円 (2,250円/月)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超 120万円以下の方	45,000円 (3,750円/月)
第3段階		120万円超の方	52,200円 (4,350円/月)
第4段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	64,800円 (5,400円/月)
第5段階 (基準額)		80万円超の方	72,000円 (6,000円/月)
第6段階	本人が村民税課税で前年の合計所得金額が 	120万円未満の方	86,400円 (7,200円/月)
第7段階		120万円以上 200万円未満の方	93,600円 (7,800円/月)
第8段階		200万円以上 300万円未満の方	108,000円 (9,000円/月)
第9段階		300万円以上の方	122,400円 (10,200円/月)

※合計所得金額・・・「所得」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別譲渡額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となりました。

◎介護保険料の納め方

納め方は受給している年金の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶ事はできません。（老齢福祉年金は対象外です。）

年金が年額18万円未滿の方→【納付書】や【口座振替】で各自納めます

普通徴収

- 保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 村から納付書が送付されますので、役場出納室または村内金融機関で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は口座振替が便利です。

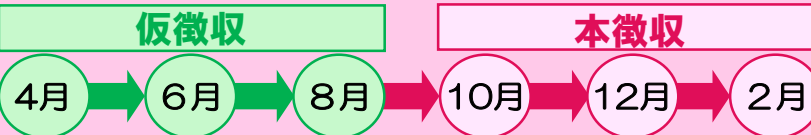
- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- ②保健福祉課（保健福祉総合センター）窓口や、村内の取り扱い金融機関で申し込みます。
- ※口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降からになることがあります。
- ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

手続き

年金が年額18万円以上の方→年金から【天引き】になります

特別徴収

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね半年～1年後から保険料が天引きになります。特別徴収は、**仮徴収**と**本徴収**によって納めていただきます。



仮徴収

介護保険料は前年の所得等をもとに決まるので、保険料が確定するのは6月以降となります。そのため、4月、6月、8月は、仮に算定された保険料での徴収となります。

本徴収

確定した年間保険料額から仮徴収分を引いた額を10月、12月、2月の3回に分けて徴収します。

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料Q&A

- Q. 保険料はいつから納め始めるのですか？
- A. 保険料は、65歳の誕生日の前日に属する月の分から納めます。
- 8月1日が65歳の誕生日の方⇒7月分から納めます
 - 8月2日が65歳の誕生日の方⇒8月分から納めます
- Q. サービスを利用してはいないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？
- A. 保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源であり、介護が必要になったときの保険です。制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。
- Q. 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？
- A. 所得の少ない方については、負担が大きくなるように保険料額が設定されていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- Q. 保険料を滞納すると？
- A. 特別な事情が無いのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割又は4割になったりする措置がとられますので、保険料は必ずお納めください。
- Q. 40～64歳の保険料は？
- A. 40～64歳（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まり、医療保険料（税）などとして一括して納めます。

